

# 第1部 基本的事項

---

## 第1章 基本的考え方

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的
- 3 計画の期間
- 4 計画の位置付け
- 5 各主体の責務と役割
- 6 計画の構成
- 7 計画の対象



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)  
特賞 佐藤麗奈さん(福原小学校2年生)の作品



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)  
特賞 中島可蓮さん(富士見中学校3年生)の作品

## 基本的考え方

## 1 計画策定の背景

## 【計画の経緯】

本市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成18年9月に「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」（以下「川越市環境基本条例」といいます。）を制定しました。平成19年3月には、「第二次川越市環境基本計画」（以下「第二次計画」といいます。）を策定し、市民、事業者、民間団体及び市が各主体の責務に応じた役割分担及び協働のもとに、将来の望ましい環境像を実現することを目指し、同計画を総合的かつ計画的に推進してきました。

一方、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地保全等を目的として、都市緑地法（旧都市緑地保全法）に基づき、平成10年3月に「川越市緑の基本計画」（以下「緑の計画」といいます。）を策定しました。平成20年3月には、その改定版である「川越市緑の基本計画改定版」（以下「緑の計画改定版」といいます。）を策定し、さらに都市計画制度によらない公共施設や民有地の緑化、普及・啓発活動等の諸施策により、同計画を総合的かつ計画的に推進してきました。

## 【環境問題の動向】

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、資源・エネルギーの消費増大、廃棄物の増加、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、騒音・振動などの都市生活型公害\*といった問題を生じさせ、環境への負荷を増大させました。さらに、地域での環境問題にとどまらず、地球温暖化\*などの地球規模による深刻な環境問題を引き起こした原因とも見なされてきました。近年では、気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動によるリスクも課題としてあらわれてきています。

また、都市化の進展に伴い、身近な緑の減少が進行し、生き物の生息・生育空間となる緑の連続性が失われつつあり、都市における動植物種の絶滅や減少、生物多様性\*の損失をもたらしています。

## 【国の環境基本計画】

平成24年4月に閣議決定された国の第四次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会とは、人の健康や生態系\*に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加のもとで、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会と定義されています。

\*都市生活型公害：特定の工場ではなく、都市の活動や住民の生活に起因する公害。

\*地球温暖化：人間の活動に伴い二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することにより、地球全体の平均気温が上昇する現象。

\*生物多様性：全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。

\*生態系：あらゆる生き物と、それらを取り巻く大気、水、土等の無機物的な環境とを総合したまとまり（システム）。

**【都市緑地法運用指針の改正】**

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10、平成22年10月愛知県名古屋市）における決議等を踏まえ、生物多様性の確保のため、平成23年10月に都市緑地法運用指針が改正されました。

また、この改正の参考資料として、「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」が策定され、緑の基本計画の策定または改定時において、目標の設定、計画の実現のための施策など、生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項の提示がされました。

## 2 計画の目的

第二次計画の計画期間が平成27年度をもって満了となり、緑の計画改定版が平成27年に短期的な目標年次を迎えます。このため、良好な環境の保全・創造と緑の保全・緑地の整備・緑化の推進を一体的に取り組むことが重要であると捉え、「第三次川越市環境基本計画」（以下「第三次計画」といいます。）と「川越市緑の基本計画（平成28年3月改定版）」（以下「緑の計画H28改定版」といいます。）を一冊にまとめ、連携を図ることにより、各種の施策を効果的かつ効率的に推進し、両計画を一体とした進行管理を行います。

### 2.1 第三次計画について

第三次計画は、第二次計画の現状と課題を踏まえ、上位計画である「第四次川越市総合計画」（以下「第四次総合計画」といいます。）との整合を図りながら、川越市環境基本条例に基づき、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

市民、事業者、民間団体及び市が各主体の責務に応じた役割分担及び協働のもとに、本市の将来の望ましい環境像を実現することを目指します。

### 2.2 緑の計画H28改定版について

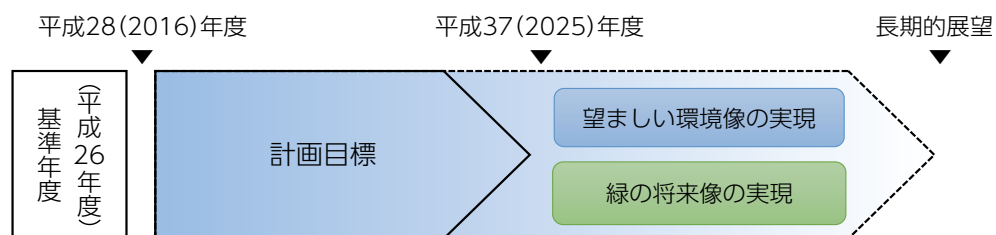
緑の計画H28改定版は、緑の計画改定版に沿って進められてきた緑の保全、緑地の整備、緑化の推進について、社会情勢や市民のニーズの変化を踏まえた上で、各種の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

市民、事業者、民間団体及び市が協働で将来に向けて緑を保全・創出することにより、都市における良好な生活環境を形成していくことを目指します。

## 3 計画の期間

第三次計画については、平成26年度を基準年度として、目標年度は平成37年度とします。緑の計画H28改定版については、これまで長期的な目標年次を平成34年と設定していましたが、第三次計画との整合を図るため、平成37年度とします。

なお、地球環境や自然環境などの分野を含むため、両計画ともに長期的展望も踏まえた計画とします。また、本市を取り巻く環境や社会状況の変化に応じて、必要な場合は適宜見直しを行います。

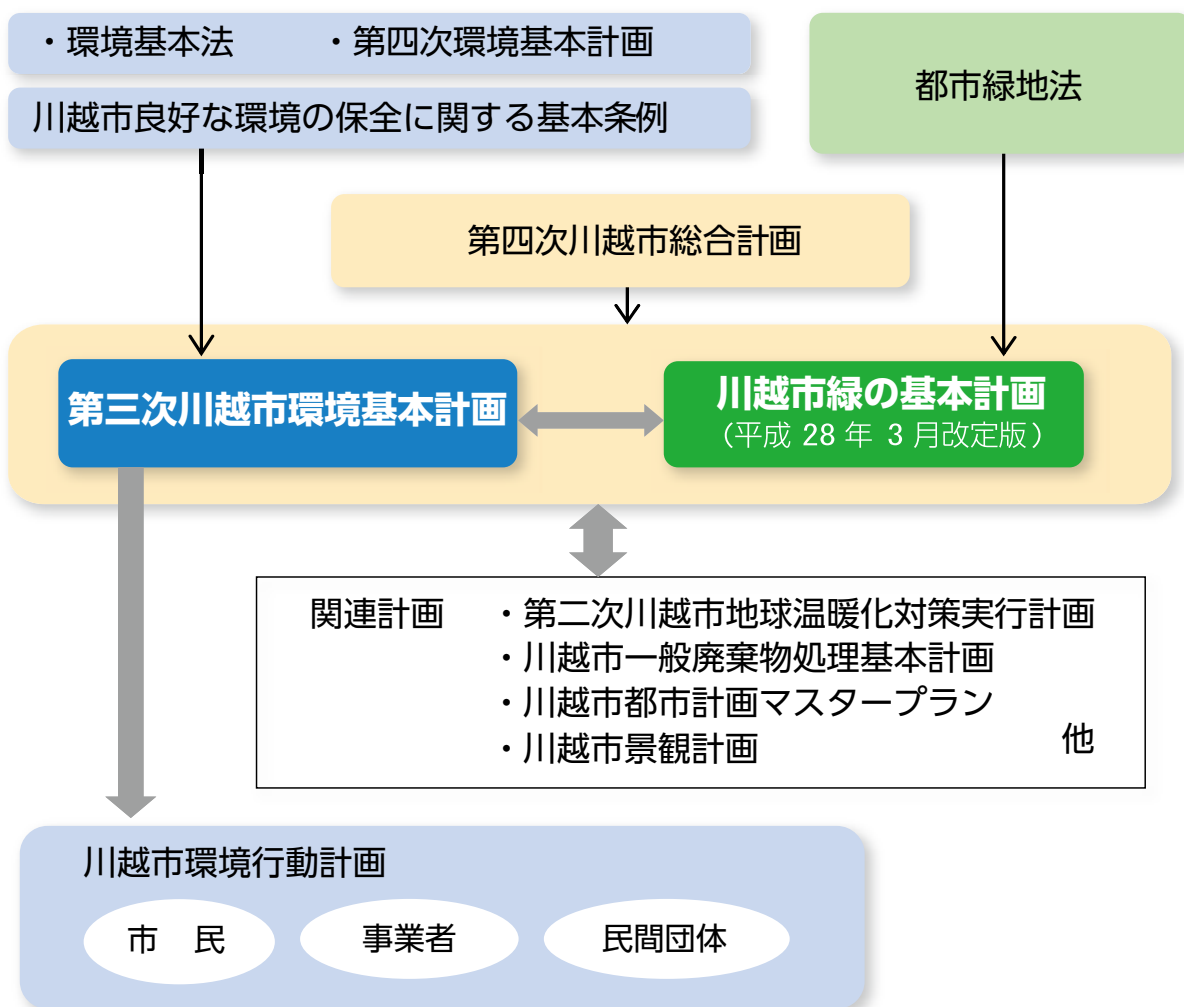


## 4 計画の位置付け

第三次計画は、川越市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

緑の計画H28改定版は、都市緑地法に基づき、本市の緑とオープンスペース\*に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

両計画とも、第四次総合計画を上位計画と位置付けるとともに、第二次川越市地球温暖化対策実行計画、川越市一般廃棄物処理基本計画、川越市都市計画マスタープラン、川越市景観計画などの関連諸計画との整合を図っています。



\* オープンスペース：都市の中の建物がない空間のことで、快適性や防災に欠かせないものとして公共的な価値が位置付けられる。

## 5 各主体の責務と役割

第三次計画では、将来の望ましい環境像や緑の将来像の実現に向けて、市、市民、事業者、民間団体及び滞在者の各主体がそれぞれの役割と責務に応じて行動し、計画を推進していくことが期待されます。

### 【市】

市は、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務があります。また、計画推進の先導役として、率先して市民、事業者等の模範となるよう、市の事務事業や公共事業、施設管理等において、環境負荷\*の低減を実践するとともに、必要な制度の整備等に努めます。

さらに、市は環境の保全及び創造のための広域的な取組が必要な場合は、国及び他の地方公共団体と連携・協力し、計画を推進していきます。

### 【市民】

市民は、日常生活における環境への負荷を少なくするようライフスタイルの改善が求められています。そのために、環境について学び、理解を深め、良好な環境の保全及び創造のための積極的な行動を実践するよう努める責務があります。

さらに、地域での環境保全活動に主体的に参画することが求められています。

### 【事業者】

事業者は、環境関連法令に基づく規制基準等を遵守する責務があります。また、業種、規模等に応じて、資材・原料の調達、製造・加工、流通・販売等、事業活動の各段階において、環境負荷の低減を行い、環境配慮型の製品やサービスの開発・販売、社員に対する環境教育及び環境保全活動の奨励、環境保全の取組の公表等を通じて、地域の環境や社会に貢献するように努める責務があります。

### 【民間団体】

民間団体は、それぞれの団体の特徴を生かした環境の保全及び創造のための活動を自主的かつ積極的に実践するとともに、その活動に伴う環境への負荷の低減に努める責務があります。また、他の団体や市民、事業者等との情報交換に努めるとともに、市との連携を密にし、公益的視点に立った多様な活動を行うことが求められています。

### 【滞在者】

本市を訪れた観光客及び滞在者は、前述の市民や事業者の役割と同じように、市内での生活や事業活動において、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境保全及び創造に協力するように努める責務があります。

なお、緑の計画H28改定版についても、緑の将来像の実現に向けて、市が施策を推進するとともに、市民、事業者及び民間団体が主体的かつ積極的に関わっていくことが重要です。それぞれの役割を認識した上で、市民、事業者、民間団体及び市が協働して取り組んでいくことが必要となります。

\*環境負荷：汚染に代表されるような、環境に悪影響を与える動きのこと。

## 6 計画の構成

全体は、5部構成となっています。第1部、第2部及び第5部が2つの計画に共通する事項を示しており、第3部及び第4部でそれぞれの計画を示しています。



\*環境指標：環境の状況、環境に対する市などの取組の状況を表すものさし。

\*PDCAサイクル：計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のプロセスを順に実施し、改善を次の計画に結び付け、継続的に改善していく手法のこと。

## 7 計画の対象

### 7.1 環境基本計画

本計画で対象としている範囲は、次表のとおりです。

|      |                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------|
| 地球環境 | 地球温暖化（資源・エネルギー）、酸性雨、気候変動、その他の地球環境問題 等                        |
| 生活環境 | 典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）、都市生活型公害、化学物質、廃棄物、放射性物質 等 |
| 自然環境 | 地形・地盤、動植物、生態系、生き物の生息・生育空間、水辺、田、畑、河川、樹林地、水の循環 等               |
| 快適環境 | 都市の緑化、歴史・文化、景観、交通、自然災害 等                                     |



## 7.2 緑の基本計画

本計画で対象とする緑は、市内全域にわたって存在する樹林地、農地、草地、水辺地や公園緑地等の自然的な環境となっている土地や空間を対象とします。

### 《緑の概念》

本計画における「緑」の概念については以下のとおりです。

#### 【緑】

本計画では、樹林地、農地、草地、水辺地や公園緑地等の自然的な環境となっている土地全体を「緑」という用語で表します。具体的には、樹林地や河川・沼等の水辺地、公園、広場、グラウンド、住宅の庭、建物の屋上緑化、壁面緑化、街路樹等を含めた広い意味で用います。

#### 【緑地】

本計画では、前述の「緑」のうち、公園として整備し、また、法律や条例等の指定により保全・活用されるものという意味で「緑地」という用語を用います。

具体的には、都市公園、学校の校庭や植栽地、公共施設の緑化地、市民農園等といった「施設緑地」や、生産緑地地区、近郊緑地保全区域、河川法による指定区域、農業振興地域農用地区域（以下「農用地区域」といいます。）等の法律の指定地のほか、ふるさとの緑の景観地や保存樹林といった条例や要綱による指定地等の「地域制緑地」を指す言葉として用います。

### ■本計画における緑と緑地の定義についてのイメージ

